

宮崎県工業技術センター等研修生取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）において研修を受けようとする者（以下「研修生」という。）の研修及びこれに関する事務が円滑に行われるようにするため、研修生の服務及び研修事務の取扱について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研修とは、本要綱に基づき、センターの職員が試験研究を行うことによって得られた知識をもって実験指導を行うことをいう。

2 研修生とは、本要綱に基づく研修を受けることを希望し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 県内中小企業の職員
- (2) 公共団体の職員
- (3) 大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生
- (4) センターの所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた者

(申請)

第3条 研修生を派遣しようとする企業、公共団体、大学等の長（以下「申請者」という。）は、別記様式1に定める申請書に研修計画書及び当該研修生の履歴書を添えて、派遣しようとする日の20日前までに所長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 所長は、前条の申請を受理したときは、別に定める研修生受入審査要領によりその内容を審査し、適当と認められる者について受入れを承認し、別記様式2に定める承認書により通知するものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は6日間以上1か年以内とし、その期間は会計年度内とする。

(研修生指導者)

第6条 研修生を受け入れた部は、研修生指導者を定め、所長の承認を受けなければならない。

2 研修生指導者は、研修生の研修を指導するとともにその服務について監督しなければならない。

(研修生の服務)

第7条 研修生は、研修中においては、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 研修生は、センター内においては、所定のネームプレートを常に着用しなければならない
- (2) 研修生の研修時間はセンターの職員の勤務時間内とし、服務等は、センターの職員に準ずるものとする。
- (3) 研修生は、常に研修生指導者の指示に従わなければならない。
- (4) 研修生は、研修のため使用するセンターの機械器具等の備品又は施設を毀損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(消耗品等)

第8条 研修のため必要とする作業衣及び消耗品等は、申請者がすべてこれを用意しなければならない。

(事故による責任)

第9条 研修生が研修中において発生した事故については、センターは一切その責任を負わない。

(期間の延長)

第10条 研修生の研修期間を延長する必要があるときは、申請者は、別記様式3に定める申請書を研修終了日の20日(研修期間が1か月以内の場合は7日)前までに所長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第11条 所長は、研修生としてその研修を継続することが困難と認めるとき、又はセンターの業務に著しい支障を生じたときは、期間中であっても承認を取消することができる。

(研修の中止)

第12条 申請者は、研修期間中においてやむを得ない理由により研修を中止しようとするときは、別記様式3に定める申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

(研修の報告)

第13条 研修生は、研修が終了したときは、別記様式4に定める報告書に研修経過報告書を添えて所長に提出しなければならない。

(費用)

第14条 第2条に定める研修で、センターの設備を使用する場合、研修生は無償で使用することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱は、別に定められた研修計画並びに研修実施要領等に基づいて行われている研修には適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 宮崎県工業試験場等研修生取扱要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日において、現に研修を受けている研修生については、旧要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。